



新座市告示第 45 号

新座市自主防災組織防災資機材整備費補助金交付要綱（平成25年新座市告示第206号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 26 日

新座市長 並 木 傑



次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(交付決定) 第6条 [略]</p> <p><u>(変更等の申請及び承認)</u> 第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた組織（以下「補助対象者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、<u>新座市自主防災組織防災資機材整備費補助金変更・中止申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、<u>変更等の可否を決定し、新座市自主防災組織防災資機材整備費補助金変更・中止承認通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(実績報告) 第8条 補助対象者は、対象経費の支払後1か月以内又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに、新座市自主防災組織防災資機材整備費補助金実績報告書に次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(交付確定通知)</u> 第9条 前条の規定による報告があったときは、</p>	<p>(交付決定) 第6条 [略]</p> <p>(実績報告) 第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた組織（以下「補助対象者」という。）は、対象経費の支払後1か月以内又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに、新座市自主防災組織防災資機材整備費補助金実績報告書に次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(交付)</u> 第8条 前条の規定による報告があったときは、</p>

その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新座市自主防災組織防災資機材整備費補助金交付確定通知書により、その旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、新座市自主防災組織防災資機材整備費補助金交付請求書により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

(書類の整備等)

第11条 [略]

(委任)

第12条 [略]

その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新座市自主防災組織防災資機材整備費補助金交付確定通知書により補助対象者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

第9条 [略]

(委任)

第10条 [略]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。